



Title	情報化社会における学校教育と著作権：情報モラルの視点から
Author(s)	植田, 義幸
Citation	大阪大学教育学年報. 1996, 1, p. 129-141
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/6951
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

情報化社会における学校教育と著作権 —情報モラルの視点から—

植田 義幸

【要旨】

平成元年に改訂告示された現行の学習指導要領において、特に重点を置かれている「情報化に対応する教育」においては、情報活用能力の育成が強調されているが、その実情は、コンピュータを中心とする情報処理機器に対応する技能の育成に集中している。しかし、社会の情報化に真に対応するには、技術のみならず「情報モラル」の習得が重要である。情報化社会の双方向性という特徴は情報の発信、受信それぞれにおいて自己の権利と他者の権利との双方の考慮を要求する。本稿では情報モラルで尊重されるべき知的財産権のうち特に著作権という最も身近な権利に関する法制を概観し、学校教育上で配慮すべき問題点を検討した。

学校教育上では、著作権法35条、36条に代表されるように従来から著作権が広範囲に制限されてきたが、今後特に外国の著作物の利用や、プログラムの著作物の著作権が問題になることが予想される。

著作権制度は、技術の発展に的確に対応する必要があることに加え、国際的協調が要請される制度でもある。今後、実務的には著作権思想の普及が求められるとともに、教育内容や方法ばかりではなく、学校経営の情報化の視点からの問題点も検討する必要があろう。

1 はじめに

平成元年3月に改訂告示された学習指導要領においては「社会の情報化への対応」が謳われている。また、学習指導要領改訂を審議する教育課程審議会答申においては、教育課程の基準の改善のねらいの一つとして、自己教育能力の育成があげられ、情報活用能力の育成が強調されており、小・中・高校の各段階で各教科ばかりでなく道徳や特別活動も含めて、社会の情報化への対応が盛り込まれている。

コンピュータを中心とした昨今の技術の発展には目を瞠るものもあるが、これらを適切に利用し、氾濫する情報を活用する能力を養成することが今後の学校教育の重要な課題であることは明確であろう。では、情報活用能力とは何を指しているのだろう。学習指導要領や先の審議会答申の内容を整理すると、次の4点が軸となろう（文部省、1991、175頁）。

- ①情報の判断、選択、整理、処理能力及び新たな情報の創造、伝達能力
 - ②情報化社会の特質、情報化の社会や人間に対する影響の理解
 - ③情報の重要性の認識、情報に対する責任感
 - ④情報科学の基礎及び情報手段（特にコンピュータ）の特徴の理解、基本的な操作能力の習得
- ここでの記述からは、社会の情報化に対応する能力を、非常に広範囲にわたって育成することが求められているとわかる。

しかし、上に述べた「情報化教育」の内実は、今津（1991、1頁）が指摘しているように、「具体

的にはコンピュータを中心とする情報処理機器の急速な発展と普及に対応できる諸技能の育成ということに論議が集中している場合がほとんどである。学校で情報化として意識されているのは、ほとんどの場合ソフトウェアを含めたコンピュータの操作そのものであると考えられる。

だが、公的資格の多くが技術の習得のみを基準にしては与えられず、関連法規の理解、さらには専門職倫理の習得が求められるのと同様、情報化教育においても、「情報モラル」の確立が重要な課題となるだろう。

本稿では、情報モラルの確立に関する課題のうち、情報化の進展の中で今後重要性が増すと見られる著作権について取り上げ、学校教育の現状に適応した著作権の保護や著作物の活用の方向を考えしていくことにする。

2 情報化社会における著作権の重要性

「情報モラル」とは聞き慣れない言葉であるが、臨時教育審議会答申(第四次)で「情報化社会においては、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分に認識し、将来を見込んだ新しい倫理・道徳の確立、新しい常識の確立、情報価値の認識の向上など情報の在り方についての基本的認識—「情報モラル」を確立する必要がある。」(臨時教育審議会『教育改革に関する第四次答申』第3章第5節1)とされており、その確立が情報化社会に対応する学校教育の重要な課題の一つである。答申では主に「自己の発信する情報」について言及されているが、情報化社会は双方向の情報伝達を特徴としているから、著作権についても発信、受信それぞれの側面から考える必要がある。

まず、情報の発信に関わる側面について考えてみる。現在では、技術の発達により、個人が容易に情報を発信できる状況が到来している。従来は、個人の創作物を公衆に提示することは難しかった。作家や研究者以外が書物を出版することは、費用の面でも社会的な受容の土壤という面でも困難であり、芸術作品でも、大量に複製を作って流通させるのは限られた人々の特権とさえ言えた。個人が容易に利用できるメディアが存在しなかったからである。しかし、情報技術の発達は、個人が大量かつ安価に情報を発信することを許すこととなり、場合によってはマスメディアに劣らない範囲に対して情報を提供することができるようになっている。以前であれば限られた範囲にのみ流通していた「私的」な著作物が、大量かつ高速に複製されるようになり、中には本来の権利者の利益を侵害するような事例も見受けられる。例えば、ワープロ等の発達により、誰もが活字並の品質の文字で印刷ができるようになった結果、本来の著作者に知られることなくデッドコピーや二次的著作物を作り、流通させることができるようになっている。

ある面では、このような情報技術の発達は、自己表現のための技術の発達として歓迎される事柄であろうが、その一方で、小さな著作権侵害が従来では考えられないスピードで拡散することになる。出版技術が専門家に独占されていた時代であれば、当該出版物の著作権者以外の著作物を利用する際に他人の著作権を侵害するおそれがないかどうかを確認し、権利処理を行うことが出版に携わる専門家の「常識」及び「義務」であり、彼らのチェックが著作権侵害を防ぐための閑門になっていたのだが、技術の発達がこの閑門を迂回することを可能にしたのである。発信に関わる側面については、従来と比較すれば、著作権侵害が高速化し、公然化していると把握でき

るだろう。

もう一つは、情報の受信に関わる側面である。従来の学校教育の場でのメディアは、教科書と黒板それに教師が提供する印刷物、ビデオやオーディオテープといった若干の視聴覚教育装置であり、それらが著作権を侵害するおそれがあるかどうかを、児童・生徒が意識する必要は全くなかった。教師がそれらのメディアを利用する場合でも、法の規定に従い、必要最小限の複製にとどめておけばよかつたのである。この複製とて、何度も繰り返せば質が劣化し、相当の時間がかかるため、規模にも限度があった。

しかし、メディアの記録方式が従来のアナログ方式からデジタル方式に急速に移行している現在、問題の性質が変わってしまった。すなわち、アナログ方式のメディアの複製には質の劣化が必然的に伴っていたが、デジタル方式のメディア同士であれば劣化せずⁱⁱⁱ、全く同一のものが複製できるのである。更に、通常、デジタル方式のメディアの複製は安価で高速であり、違法な複製物が作られやすい。特にプログラム著作物の場合は、違法であることを知らずに複製が行われた場合や「権原を取得した時に情を知」(著作権法113条2項)らなかった場合、適法ではないにも関わらず、侵害行為であるとはみなされないので、適切な情報モラルの育成が妨げられることにもなりかねない。受信に関わる側面については、著作権侵害が大規模化し潜在化していく懸念が強まっていると言えよう。

上述のごとく、発信と受信の両方を考えて、著作権を適切に保護していくことがこれから的情報化社会に対応する学校教育の重要な課題となる。従来であれば、大規模な発信者は限られていたため、発信者側の権利意識を高め、その権利を保護することが主要な政策課題であったのだが、社会の情報化に学校教育が対応するためは、単に受信者として権利侵害をしないように教育するのみではなく、従来は受信者であった児童・生徒たちが発信者にもなることを自覚させ、他者の権利を守るとともに、自己の権利を守る意識を高めることが大きな課題となってきたのである。

文部省でも、『情報教育に関する手引き』で、情報教育推進に当たっての留意事項として、著作権を取り上げている(文部省,1991,105頁)。しかし、ここに述べられている留意点は、情報の獲得と処理に関わる側面についてのみであり、しかもその主眼はコンピュータソフトウェアの著作権に対する注意にとどまっている。

だが、教材の複製や切り貼りが問題にされたり、コンピュータソフトウェアの著作権保護団体から違法コピーに対する警告が行われるなど、「情報モラル」と称すべき規範は、いまだ確立していない。児童・生徒のみならず、教師さえもその重要性を十分に理解しているとは言いがたい。教師と児童・生徒が共に学ぶ姿勢が必要とされる所以だろう。

著作権法は百余の短い法律であるが、主に技術の発展で、立法時に予想されていなかった事態が数多く起こり、抽象的な規定も多い。法に明文で記されていない事態に対処したり抽象的な規定を解釈するためには、判例が蓄積される必要があるが、それもさほど多くない。また、様々な制限規定について、拡大解釈された誤解も広まっている。いずれにせよ、今まで学校教育現場の問題に即して解釈されることがほとんどなかつたため、この法律及びその保護する権利に対する意識が稀薄であったと言えよう。次節以降では、著作権法制の概要を述べ、さらに学校教育現場での問題点について検討していくことにする。

3 著作権法制の概要

著作権は、法制的には財産権の一種－知的財産権^②を構成する権利であり、著作者が著作物に対して独占的に有する財産的利益を保護する権利である(半田,1994,3頁)とされる。わが国の著作権保護法制としては、国内法として、著作権法(昭和45年法律第48号)、同施行令、同施行規則、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和31年法律第86号)、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和61年法律第65号)、著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律(昭和14年法律第67号)等がある。また、ベルヌ条約(1889年加盟)、万国著作権条約(1956年加盟)が重要な国際条約である。

著作権法(以下単に「法」というときがある)は、著作物の経済的価値を認め、著作物を創造した著作者や実演者等の権利を保護し、文化の発展に寄与することを目的とする法律である。以下では、著作者等の権利とその内容について概観しておく。

(1) 著作者等の権利

広義の著作権とは、著作財産権と著作者人格権を含むが、単に著作権というときは著作財産権をさす。法では、著作権は、複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、放送権及び有線送信権(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、上映権及び頒布権(第26条)、貸与権(第26条の2)、翻訳権及び翻案権(第27条)の各支分権から構成され、さらに二次的著作物に対しても原著作権者の権利(第28条)を認めている。財産権であるから譲渡や売買も可能である。また、有体物に対する所有権とは異なり、必ずしも占有を必要とはせず、著作者の死後50年で消滅することが定められている。

著作者人格権としては、公表権(第18条)、氏名表示権(第19条)、同一性保持権(第20条)が定められている。そして、著作者人格権は、著作(財産)権とは違い、著作者の一身に専属し、譲渡することができないとされている(第59条)。したがって著作者と著作権者が異なる場合も多い。著作者人格権の放棄については、可能・不可能両説があるが、実務的には不行使の特約で処理されていることが多いようである。

(2) 著作物の定義

法第2条第1項第1号において、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義される。もっともこの定義では広範囲にわたり、何が保護の対象になるのか曖昧であるため、第10条第1項に著作物の例が列挙されている。ただし、これらは单なる例示であるというのが通説であり(半田,1994,90頁)、今後も例示にあてはまらない態様の著作物が現れると予想される。以下で学校教育で利用されることが多いと思われる著作物について簡単に述べる。

言語の著作物

小説・脚本・論文等は言語の著作物として保護される。表現の方式までは問われないので、一般的な文字表現のみでなく、点字や符号など、記号によって表現されたものも含まれるし、口頭で発表されただけの講演等も言語の著作物である。コンピュータプログラムも人工言語の著作物

であり、昭和60年の改正までは言語の著作物とされていたが、現在は別途定義されている(木村, 1993, 142-143頁)。

映画の著作物

著作権法で扱う映画の著作物は「映画の効果に類似する感覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含む」(法第2条第3項)とされ、必ずしもフィルムに現像されスクリーンに映し出される映画のみを意味せず、ビデオテープやビデオディスクをも含み、更に判例によれば、ビデオゲーム等をも含むことがある(東京地裁昭和59年9月28日判決)^⑨。映画の著作物については、貸与権ではなく頒布権が効果を持つため、他の著作物に比べ強力に保護されているが、家庭向け等に大量に供給されるビデオテープなどにも適用されるなど現状と必ずしも適合しない面がある。

音楽の著作物

音楽の著作物は「旋律によって表現されている著作物」をいう(半田, 1994, 92-93頁)。商業的に出版される音楽著作物の保護方法は、他の著作物と比して格段に整備が進んでいる。これは、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」によって設けられた日本音楽著作権協会(JASRAC)が著作権者に代わって使用料の徴収、無断利用の告発、利用の許諾などを行っているからである。また、演奏等にも著作隣接権が認められている。

プログラムの著作物

昭和60年の改正によって追加された。法的な定義としては「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」(法第2条第1項第10号の2)とされている。市販のアプリケーションソフトや教職員が作成した学習ソフトなどもプログラムの著作物として保護の対象である。しかし、単に事実であるデータを集積しただけではプログラムの著作物とは言えない。

編集著作物、データベース

法第12条には、「編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」とある。

編集著作物に似ているが、その「選択又は配列」によってのみ創作性を認めるのではなく、「コンピュータによって検索でき、蓄積された情報を効率的に利用しうるようにするため、データの体系付け、情報の抄録化、さらにはキーワードの選定・付与といった—編集著作物の場合とは異なった—創作行為」(半田, 1994, 112頁)が加えられている場合には、「データベースの著作物」として保護される(法第12条の2)。いずれについても、これらの著作物の「部分を構成する著作物」の著作権には影響が及ばない。

4 情報化教育における著作権保護の問題点

このように、著作権法は広範囲にわたって著作者等の権利を保護しており、また、その享有には登録や宣言などの方法がなんら必要ではないため^⑩、用いようによつては、権利の保護のみが強力になり、著作物の利用にあたってバランスを欠くことになり、かえって文化発展の阻害要因にもなりかねない。このため、著作権法では、一定の範囲での著作権の制限を定めている。この

うち、学校教育に関連が深い制限とその問題点を中心にして検討してみよう。

教科用図書への掲載(第33条)、学校教育番組の放送等(第34条)

著作物が教科書等で利用されることはあることが多い。小・中・高校またはそれらに準ずる学校で用いる教科書で利用される場合は、法第33条で、著作権者の許諾を得ずに利用できることが定められている。ただし、これは全くの無許諾・無通報で使えるのではなく事前に著作者⁽⁵⁾へ通知することが義務づけられ、著作権者へは文化庁長官が定める額の補償金を支払う義務が生ずる(法定許諾と称される)。また、高等学校の通信教育用図書や教師用指導書にも準用される。教育番組で利用するときも、教科書で用いるときとほぼ同様に、法定許諾により公表された著作物を利用できる。

この制限については、個々の学校現場で問題にならなくても、著作権者側から不満が寄せられていることも事実である。特に、全くの無許諾でなくとも、法的には教科書での利用は拒否できない(47条の2を除き、30条から50条は強行規定と解されている)こと、そして、教育上の配慮によるという名目で同一性保持権が侵害されることが問題となる可能性は否定できない。さらに、教科書に準拠した問題集や参考書が多数発売されているが、これらは33条の対象外である。筆者はこれらの教科書準拠教材の著作物利用の実務については寡聞にして知らないが、教科書への掲載についてでさえ、上に述べた問題点が指摘されているのだから、公になっていない問題があるのではないだろうか。さらに詳しく調査してみたい。

第35・36条の下での留意事項

法第35条では、「学校その他の教育機関」における複製が認められている。しかし、留意すべき点として、次の点があげられよう。従来、学校において、著作物の複製に関する問題はこの両条の下での行為が適法かどうかという点に集中していたと言ってよい。

第35条によれば、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、授業の過程で使用することを目的とする場合は、必要限度内で公表された著作物を複製できることになっている。この複製については、教師が直接複製行為を行わず、事務職員の手を借りたり、児童・生徒に指示を与えて複製させても構わないとされている。しかし、教育委員会が各学校の利用に供するため、一括して複製を行ったり、それぞれの学校で共同利用できるような形で複製して保管する等は許されていない。「必要限度内」という制限により、複製部数も複製範囲も制限される。

また、「当該著作物の種類及び用途」と「複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合は、複製は許されないと解されるべきである。具体的には、各児童・生徒に購入してもらうことを目的として販売されているドリルやワークブックの類について、少部数のみを購入し複製することは許されないし、著作物の全部または相当部分を複製することも許されないと解すべきである。

さらに、教科書等への掲載(33条)や教育番組での利用(34条)では、(1)対象が限定されていること、(2)補償金の支払が定められていること、(3)公表された著作物に限定されていること、(4)著作者への通知が求められていることで、保護が図られている。しかし、この35条で認められている利用は、(1)日常的であること、(2)購入したものである必要さえない、(3)補償金等の支払は不要であること、(4)通知等の義務がないことなどから、何らかの基準の確立、中でも著作権の集中的処理機構による著作権者への補償制度が必要になってくるのではないだろうか。

第36条においては、試験問題としての複製が認められている。この場合の試験とは、人の学識技能を測る目的でなされるもの全てである。この制限が設けられているのは、ことの性質上、事前に許諾を得ることが不適当だからである。営利目的の模擬試験の場合などは通常の使用料に相当する額の補償金を著作権者に支払う必要がある。試験問題の課題文等に利用する際に著作者名や題号を明示しないことや、一部を空白にしたりわざと誤字にすることが行われているが、これらは法が許している利用方法を逸脱していると考えられる。設問の方法を工夫してなるべく避けるべきではないだろうか。

また、入学試験を集めて試験問題集を作るときなどには許諾が必要であることは言うまでもない。この場合、試験問題の素材として用いられている著作物の著作権者の許諾が改めて必要であるとともに、設問の部分には別の(多くは試験実施機関の)著作権が発生しているので、この部分についての許諾も必要である。

営利を目的としない上演等(第38条)

公表された著作物は、(1)営利を目的とせず、(2)聴衆又は観衆から料金を受けず、(3)実演家等に報酬が支払われない場合には、公衆に対して上演、演奏、口述、上映ができる。この条項は、学校で行われる学芸発表会、音楽会、文化祭等にも適用される。演ずるのが児童・生徒であっても教職員であっても同様であるが、プロの演奏家等に依頼して、報酬を支払う時などは、(3)の条件を満たさないため、この条項の適用はされず、著作権者に許諾を得る必要がある。また、実質的には利益がなく、名目的に入場券を発行するなどして、その券に対して対価を受ける場合などにも、この条項は適用されないとされている。

この条項が認めている利用の形態は、原作そのままの利用であるが、第43条1号の翻訳、編曲、変形又は翻案が、第35条で利用できる場合は許されるので、学校教育の一環として催される文化祭、音楽会等で小説を元にした脚本による劇を上演したり、編曲した音楽を演奏することも許されることになる。しかし、第35条での利用は、教育を担任する者自らが複製することを許しているのであるから、それ以外の者に翻案を依頼したり、編曲を依頼する場合は著作権者の許諾が必要になることになろう。

映画の著作物の利用の留意点

わが国の著作権法では、著作物の態様は、ほとんどの場合、法的な扱いに違いを生じない。プログラムの著作物であっても、音楽の著作物であっても、実務上はともかく、法的な位置づけにはほとんど差がない。しかし、映画の著作物においては、他の著作物に認められている貸与権ではなく、全ての複製物の流通をコントロールできる頒布権が認められ、さらに著作権者に上映権が与えられている。したがって、法に忠実に従えば、テレビ番組を録画したものや市販のビデオといえども貸借は法に抵触することになる。だが、現行法制定当時に考えられていたような大規模な映画製作会社による映画ばかりでなく、現在は、完成した映画の複製物が簡単に手に入る。また、家庭や学校にビデオ録画機器が普及しマルチメディアと呼ばれる映像、音楽、言語の著作物の複合的著作物が個人でも容易に製作できるようになっている。これらの著作物に直接にフィルム配給制度を想定した映画の著作物の規定を適用するのは、現状にそぐわないと言える。法の改正や制度の整備を急ぐべき分野の一つであろう。

外国の著作物の利用

国際化に対応する教育も、新学習指導要領等で情報化と並んで重視されるべきであるとして挙げられているが、今後も利用が増加するであろう外国の著作物の利用に関する問題点を考えてみる。

先にも述べたが、わが国が1889年に加盟したベルヌ条約では、著作権の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない(無方式主義)とされ、ヨーロッパをはじめとする加盟国の著作物には、著作権が存在する旨の表示等が全くなくとも、日本人が著作者または日本国内で発行された著作物と同等の保護が与えられなくてはならない。しかし、南アメリカを中心とした、ベルヌ条約に加盟せず万国著作権条約のみに加盟している国々の多くは、著作権の享有及び行使について、著作権表示や登録が必要である(方式主義)としている。アメリカ合衆国も長らく方式主義を取ってきたが、1989年にベルヌ条約に加盟し、無方式主義に移行した。外国の著作物のうち現実に最も利用する機会が多いのは、プログラムにせよその他の著作物にせよ、おそらくアメリカ合衆国で発行された著作物であろう。アメリカ合衆国著作権法のうち、わが国の著作権法と大きく異なり、注意すべき点として2点を挙げておこう。

一つはわが国の著作権法が第30条から第50条で詳細に定めている著作権の制限について、1箇条(第107条⁽¹⁾)をもって代表させている点である。アメリカ著作権法では、公正利用(fair use フェア・ユース)の概念を採用しており、ある事例が公正利用であるか否かはその都度判断する必要がある。

著作者人格権の明文規定がなく、コモンローで処理されるのも大きく異なる点である。わが国の場合、先述のごとく、著作者人格権は一身専属のものとされ、譲渡することはできない上に、放棄についても可能か不可能かの定説がない。したがって著作者が明らかである限りは著作者人格権をも含めて公有(Public Domain)にすることは難しいのだが、もともと明文の規定がないアメリカにおいては公有にすることは慣例的に容易になっている。しかし、公有著作物であるからといって、氏名表示を書き換えたり、同一性を損なうことは違法であると判断される可能性があるので、避ける必要がある。

データベースの著作物

言語の著作物や美術の著作物については、必要以上の複製をしない等の注意が必要であるが、昭和61年の改正で法に取り入れられ、今後学校教育でも利用が進むと考えられるデータベースの著作物については、さらに注意しなければいけない。データベースに蓄積される個々のデータについては、それぞれのデータの性質に従って利用できると考えられる。例えば、法令データベースから引き出した法令の条文を授業などで利用することは自由である。しかし、データベースの著作物の保護されるべき本質は、その「体系的な構成」であるから、複数のデータをダウンロードして、コンピュータを用いて検索できる形で複製することは、違法な複製とされるだろう。キーワードによる検索結果を用いてデータベースを再構成する等の行為は避けるべきであろう。

プログラムの著作物

a) 教職員の自作ソフトウェア

ここまで主に学校外の他人の著作物の利用について述べたが、コンピュータソフトについては、学校では専ら市販ソフトが用いられているのではない。平成4年度の文部省調査によれば、ソフ

トウェアの入手先として自作ソフトまたは教員と教育センターの職員等が共同で制作したソフトウェアであるという回答が12.3%(小学校15.9%、中学校9.2%、高等学校15.8%、特殊教育諸学校17.7%)となっており(文部省,1991,219頁)、少なからず、教員が作成したソフトウェアが用いられているようである。これらのソフトウェアについて考えてみる。

まず、自作ソフトウェアの著作権者は誰なのだろうか。作者がそのまま著作権者になるのが原則であるが、必ずしもそうでない場合がある。まず、作者が一人である場合と、複数である場合、作成主体が学校や教育研究センター等の場合に分けて考えなければいけない。

作者が一人で自発的に作成した場合は、作者が著作者であり著作権者となる。これは、ソフトウェアが機械語や高級言語で作られた場合や、他のソフトウェアのマクロ言語で作られた場合、オーサリングツールを使って素材を組み合わせた場合、いずれも同じである。ただし、コンパイラのライブラリを用いた場合や、映像や音楽など他人の著作物を利用して作成した場合については、注意が必要である。ライブラリを用いた場合、そのコンパイラソフトの著作権者の権利が及ぶし、他人の著作物を利用した場合も同様である。このような場合、作成したソフトウェアを私的利用の限度を超えて用いようとする場合は、必ず原著作権者の許諾を得なければいけない。

作者が複数の場合は、共同著作物になる場合がほとんどである。すなわち、著作権は作成に関与した者の共有となり、その行使には全員の合意が必要となる。しかし、著作権は譲渡することができる所以、代表者に譲渡することによって煩雑さを避けることはできる。著作者人格権については、譲渡することはできないが、代表者を選び行使させることができる。

さて、実際に作成したのが教員や職員であっても、その発意が学校や教育委員会、教育研究センター等である場合もある。このときには、法人著作とされることがあり得る。法人著作とは、自然人たる教員や職員ではなく、法人である学校や教育委員会が著作権者になる著作物である(第15条)。法人著作になるのは、(1)法人の発意に基づき、(2)法人の業務に従事する者が、(3)職務上作成し、(4)法人の名義の下に公表し、(5)勤務規則等に別段の定めがない場合である。ただし、プログラムの著作物の場合は(4)の条件は不要である。

また、著作権法上の「法人」には「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものを含む」(第2条第6項)とされているので、各学校や教育研究センターはもちろん、校内分掌の一環の研究開発部等も含まれることになる。よって、学校として教職員に命じてプログラムを作成させた場合は、学校が著作権者になるのである。

b)市販ソフトウェア利用の問題点

市販のソフトウェアの利用に関わる問題点はどうだろうか。先に挙げた文部省の調査では、小学校で80.7%、中学校で88.1%、高等学校で80.6%、特殊教育諸学校で66.9%、全体で84.5%が市販のソフトウェアである(文部省,1991,219頁)。

これらの市販ソフトウェアも、公表された著作物であるから、法第35条に従って、授業の過程に用いるならば、教育を実際に担任する者が複製するならば問題はないとも考え得るが、通説では「著作権者の利益を不当に害する」ため、第35条の適用はないと解される。ここでは、多くの市販ソフトウェアメーカーが主張する「使用権」の問題について考えてみよう。

現在、一般的に、市販ソフトウェアはプラスチックフィルムによる真空包装(シュリンク・ラップ)がなされ、開封がソフトウェアの使用許諾契約への同意であると主張するものがほとんどで

ある。井上智治(1991,8-9頁)は市販のコンピュータソフトを利用する上で「使用許諾契約書をよく読むこと」に注意を喚起している。そして、著作権法からの視点と使用許諾契約書等からの視点とがあることを指摘し、契約が法に優先することを主張している。契約自由の原則からすれば、井上の指摘は正しいように見える。しかし、井上が想定している使用許諾契約の締結とは、「契約書に署名したとき」「ユーザー登録カードを返送したとき」であるが、大部分の市販のソフトウェアの場合、契約書に署名することではなく、またユーザー登録カードにも契約に同意するための文書という性格は薄い(木村,1993,314-317頁)。したがって、通説ではこの形態の契約の成立は認め難いと考えられている。確かに、全面的な貸与の禁止や合理的な範囲での改変の禁止、通常の利用上で必要となる複製の禁止、メーカーの全面的な免責を謳うなど、法的にも使用上の利便の点でも問題点を抱える契約条項が存在する場合がある。また、著作権法ではプログラムの「使用権」は認めていないので、使用許諾契約が著しく不合理である場合は、必ずしも従う必要はないものと思われる。しかし、学校内に設置されたコンピュータ全てに1本のソフトウェアを複製したり近隣の学校間でソフトウェアの貸借をし複製を作成するなど、明らかにメーカーの利益を大きく損なうような行為は複製権の侵害であると考えられる。この点では、大いに情報モラルの確立が望まれる。

c)電子化情報の保護

プログラムではないが、プログラムに付隨することの多い「データ」について考えてみよう。いわゆる「電子化」された「データ」に限定して考える。例えば、法令は著作物ではあるが、著作権法では保護されない。従来の印刷物による法令集は、全体としては編集著作物として保護されるが、個々の法律の条文は著作権で保護されない。しかし、電子化された出版物は、印刷物に比べ、遙かに容易に検索や複製による再利用が可能であり、印刷物と同様の保護形態であるとするならば、法令集を作成した者の労力の評価は極めて低いと言わざるを得ない。このような労力の評価については、通説では「額の汗理論」(児玉,1993,61頁)と称され、著作権が保護する範疇ではなく、また重疊的に権利を保護することに対する懸念も表明されているが、一方で、情報を電子化した者の権利を保護する必要があるという意見もある(木村,1993,304-305頁)。学校でも実践に用いた資料や児童・生徒個人に関わるデータを電子化し、学校ごとにあるいは市町村や都道府県単位で集積して教育上の利用に供するという動きがあろうが、いったん公開すれば、プライバシーの問題はさておき、著作物性のない単なる「データ」を著作権によって保護することは困難である。今後の法の整備が期待されるところである¹⁷⁾。

d)ネットワークの問題点

コンピュータ同士を小規模ネットワーク(LAN)によってつなぐ場合も著作権の問題は簡単ではない。スタンドアロンのコンピュータ上での使用を前提としているソフトウェアは、一組の複製物の購入で複数台のコンピュータでの利用はできないものと考えられる。したがって、LANで結ばれたそれぞれのコンピュータの補助記憶装置にソフトウェアを複製することは複製権の侵害にあたるのは当然である。しかし、1台の中核となるコンピュータ(サーバ)にのみ複製して、他のコンピュータがネットワークを通じてそのソフトウェアを利用するという場合には、複製権の侵害にはあたらない¹⁸⁾が、複数台が同時に利用すれば、メーカーの利益を著しく損なうと判断される可能性もある。

また、LANないし既存のコンピュータ通信ネットワーク同士を結んだ WAN(Wide Area Network)上で用いられるハイパーテキスト言語も著作権上の問題を抱えている。実際に複製行為を行わなくても、ファイル(著作物の電子化されたデータ)の存在する場所を指定すれば、ファイルの内容を呼び出すことができるという機能を持っているからである。ハイパーテキストという語の提唱者であるNELSONは、著作権料の扱いについて、複製されるデータに「キャッシュレジスタ」という計数プログラムを附加することで、転送されるごとに著作権料が支払われるシステムを提案している(Nelson,1994,352頁)。着想としては妥当なものであるが、まだ「キャッシュレジスタ」を実装したプログラムは広く用いられておらず、実現には困難が伴うだろう。

5 まとめにかえて

冒頭でも述べたとおり、著作権法は短い法律であるにもかかわらず、適用範囲が広く、またそれゆえ、立法当時に予想もされなかつた技術の進歩があるなど、解釈によって運営されている性格が強い。その一方で、判例の蓄積が非常に少ないなど、解釈の基礎となる社会規範がいまだ十全に確立していないことから、この法律の最終的な目的である「文化の発展」(法第1条)を阻害する行為が目につく。

著作権法自体の性格が従来の文化・芸術の独創性が持つ財産的価値の保護を通じて、より多様で豊かな文化の所産を生み出すためのインセンティブとするという多少迂遠なものから、直接的な技術保護法へと性格を変容させていることも、著作権に関わる問題を複雑にしている(三山,1995)。これを学校現場の現状に当てはめると、文化の所産を利用することで効果的に文化伝達をはかるという従来の利用方法から、コンピュータソフトの使用に代表されるような産業の成果の利用への変容が法の性格の変容に対応している。

また、国内に限って通用する法律であるにも関わらず、保護期間や範囲等の重要な構成要素が国際条約に従って定められる性格を持つため、すぐれて国際的な法律でもある(中山,1996)。今後、外国とのネットワークが学校教育に取り入れられるなど、国際化に対応する教育が進展するのに伴って、ますます国際的な視点を必要とすることは確かである。

本稿で、学校教育が情報化に伴って直面する著作権についての問題を全て網羅できたわけではないが、基本的な問題について指摘できたと思う。今後は、教育行政の対策を求める必要もあるだろう。例えば、学校教育の情報化の拠点として期待される学校図書館の問題に端的に表れている。すなわち、高等学校以下の学校図書館は、著作権法でいう「図書館等」には入らないという点や学校教育法第5条によって置かなければならぬとされている司書教諭がその附則第2条によって「当分の間」置かなくてもよいことになっている点である。仮に著作権法制が改正されて、学校図書館が著作権法の「図書館等」として認められても、業務が適切に行われないおそれがある。もちろん、学校図書館本来の役割の活性化のためにも司書教諭が配置されるべきことは言うまでもない。

文部省は著作権思想普及のため、「中学生及び高校生程度を対象に、基本的な著作権思想の喚起及び普及を図るために、ビデオテープ(20分程度)を製作する」ための予算として、300万円(平成5年度)をあてている(文部省,1991,225頁)が、文部省が関わる情報化関連予算全体(約910億

円)に比すとまことに少ないと言わざるを得ない。更に十分な配慮が必要であろう。

本稿では、「教育内容の情報化」や「教育方法の情報化」を念頭に学校教育における著作権について検討したが、「学校経営の情報化」の視点も必要になるであろう。期して今後の課題としてみたい。

注

- 1) この点について、法第30条第2項では、デジタル方式の録音・録画については、補償金の支払を義務づけているが、実際には機器や媒体のメーカーからの出荷段階で販売額に上乗せする方式で徴収することになっている。
- 2) intellectual property の訳であり、従来は知的所有権と訳されていたが、石黒(1993,224頁)及び中山(1996,18-21頁)に従い、本稿では知的財産権の語を用いる。
- 3) いわゆる「パックマン」事件。『判例時報』1129号,120頁
- 4) 著作権の取得に際して、なんらの方法も不要であるのは、以下のベルヌ条約の規定による。
ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約)第5条
(2)(1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。
- 5) 著作権者ではなく著作者。著作者人格権への配慮がなされているからである。したがって、教科書検定の前に通知が行われることが望ましいとされている。加戸(1994,199頁)を参照のこと。
- 6) アメリカ合衆国著作権法第107条
批評、解説、ニュース報道、授業(教室で用いるための複数のコピーを含む)、研究、調査を目的とする著作権のある著作物の公正利用(コピーまたはレコードへの複製権その他の著作権者の独占的権利の使用を含む)は、106条の規定にかかるらず、著作権の侵害にあたらない。特定の場合において著作物の利用が公正利用かどうかを決めるには、以下の事項が考慮される。
(1) 営利利用かどうかあるいは非営利の教育目的かどうかを含め、利用の目的と性格
(2) 著作物の性質
(3) 著作物の量と使われている重要性
(4) 著作物の潜在的な市場と価値への影響
- 7) 『著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告』(1995)においては、「情報のデジタル化の行為が多大の労力とともにノウハウを要するものであることにかんがみ、新たに著作権接権により何らかの保護を与えることが適當かどうか」を検討事項とすべきであるとしている。
- 8) 通説的解釈では、主記憶への格納は複製にあたらないとされている。実質的に使用権を認めることになると考えられているからである。

参考文献

- 半田正夫 1994 『著作権法概説(第七版)』,一粒社
 井上智治 1991 「先生のための著作権講座」『教育と情報』No.396,pp.8-13
 石黒一憲 1993 「知的財産権」,伊藤元重,石黒一憲『提言通商摩擦』,NTT出版,pp.223-253
 今津孝次郎 1991 「情報化社会における「情報教育」の創造:中等教育課題を中心に」,『中等教育研究』(名古屋大学教育学部)第1号,pp.1-10
 加戸守行 1992 『著作権法逐条講義(新版)』,社団法人著作権資料協会
 木村孝 1993 『コンピュータ・マルチメディアと法律』,トライエックス
 児玉晴男 1993 『ハイパーテクノロジーと知的所有権』,信山社
 三山裕三 1995 『著作権法詳説』,東京布井出版

- 文部省 1991 『情報教育に関する手引』,ぎょうせい
- 紋谷暢男 1989 「情報化社会におけるソフトウェアと著作権」,『教育と情報』No.372,pp.2-13
- 中野目直明 1990 「情報化と教育課程のたてかた」,『季刊教育法』No.82,pp.10-17
- 中山信弘 1996 『マルチメディアと著作権』,岩波書店
- 名和小太郎 1991 「コンピュータと著作権」,『教育と情報』No.396,pp.2-7
- Nelson, T. 1994 『リテラリーマシン』(竹内郁雄・齊藤康己監訳),アスキー出版局
- 大谷尚 1991 「中・高等学校におけるコンピュータの教育利用と教育課程の情報化」,『中等教育研究』(名古屋大学教育学部)第1号,pp.11-34
- 尾崎史郎 1989 「情報化に対応した著作権制度の整備」,『教育と情報』No.372,pp.25-29
- 齊藤博・半田正夫編 1994 『別冊ジュリスト No.128 著作権判例百選(第二版)』
- 作花文雄 1989 「学校におけるソフトウェアと著作権制度について」,『教育と情報』No.372,pp.14-24
- 作花文雄 1995 『教師のための著作権法入門』,ぎょうせい
- 若井彌一 1992 「情報化時代の著作権」,『日本教育経営学会紀要』第34号,pp.40-48
- Weinstein,D.A. 1991 『アメリカ著作権法』(山本隆司訳),社団法人商事法務研究会

Copyrights and School Education in an Information-oriented Society

Yoshiyuki UEDA

Recently, information orientation is growing rapidly in the society. The National Curriculum of Japan changes corresponding to this circumstance. The aim of this paper is to clarify the problems of the use of copyrighted work in schools from the view of "information moral". Information moral can be discussed in terms of two aspects of information flow. One is the transmission of information, the other is the reception. The establishment of information moral and the protection of copyrights are the subject of school education.

The copyrighted work, which schools use frequently, is minutely categorized and described according to the copyright act of Japan. Namely, literary work, musical work, motion pictures, compilations, database, and computer programs.

The copyright limitation is examined in relation to the use of various resources in school education: textbooks, school broadcasting programs, multiple copies for classroom use, material used in examinations and non-profit-making presentation of music, dramas, etc.

Particular cases such as the copyright of movie pictures, foreign copyrighted work, database, data and computer programs are examined. The author maintains that the copyright of computer programs produced by teachers belongs to them or their school. The author discusses also the problems of the use of commercial computer programs, specially illegal copies, LAN use of programs and shrink-wrap contract.

Finally, a few remaining problems are examined.